

美濃の藩札

——幕末の藩札発行形態を中心に——

西村 覚良

一、はじめに

江戸時代の貨幣の発行権は幕府が掌握していて、諸藩は特別の場合を除いて、貨幣を発行できなかった。一方江戸初期から、紙幣は私的に発行する風調があり、この動きは、元和・寛永期を通して近畿地方を中心に、次第に広まった。これを前提にして寛永期ころから諸藩の内では、藩札を発行しはじめたのである。藩札は、藩の勝手方（財政関係）や藩の御用達商人が、領内通用を前提として、幕府の許可を得て発行したものであるが、そこには必ず兌換の責を負っていたのである。

美濃国内では、付表のとおり諸藩が各々藩札を発行した。このうち大垣藩が寛文三年（一六六三）に発行したといわれるが、このことは全国的にみても早い時期といえる。それ以外の諸藩の発行時期は、発行年次不明のものもあるが、近世後期から明治初年までに集中している。これらの藩札の発行理由は、窮乏する藩経済をたて直すためであったことは言うまでもないが、その発行形態は様々であった。そこで藩札が兌換の責を負っていることから、その裏付けになる兌換準備金を検討することが必要となる。しかしその準備金のわかる史料はほとんど皆無であるため、藩札発行者が何に保証を裏打ちしているかはつきりさせれば、各藩の発行

形態が解明できると考えた。そこで次の三つの類型に分類した。

(一) 藩の政治性によるもの

藩が領国支配に一定程度以上の政治性を保持しており、それを背景にした藩札発行である。従って藩札の通用には強制力をともなっている。大垣藩札に典型的にみられる。

(二) 領国の産物を名目にした強制貸し付けによるもの

領国の米を名目に藩札を発行するものであるが、領国支配の政治性を背景にできず、むしろ有力農民の藩財政参加をうながし、藩札は強制貸し付けの方法によって、発行通用させている。この典型は高富藩札で、苗木藩札が類似している。なお郡上藩札も米を名目にしてこの類型に似ているが、生糸の専売制にふみこみ(三)の類型に近い。

(三) 領国の産物の専売によるもの

領国の傘・糸などの産物を名目に藩札発行するものであるが、藩札のまとまった資本をもとに領国の生産・流通の再編成をうながし、ひいてはそれが、藩札の保証となる。これは加納藩札に典型的にあらわれ、郡上藩札が類似している。

(二)・(三)ともに藩に対する信用がなければ容易に通用しないことは言うまでもないが、(三)の産物の専売制の実施には、藩と領内の商工業者との強力な意向が働かねばならない。

以下(一)～(三)の類型に従って、諸藩の藩札発行形態を述べよう。

なお本稿は、去る一〇月一日～一〇日三一日に開催された、特別展「東洋の貨幣」の展示資料をもとに、論考を加えるものである。

二、藩の政治性によるもの

〈大垣藩札〉 大垣藩は寛永一二年（一六三五）戸田氏（高一〇万石）が入部して以来、明治まで転封がなく、美濃の諸藩の中で最も大きく安定した藩政であった。この藩は寛文三年初めて藩札を発行したと言われている。^{註1}その後藩は延宝八年（一六八〇）額面が六種類の銀札を発行し、次のような規定を命じた。^{註2}

これによると、①銀二分九厘までは銭の使用を認めるが、それ以上の額は、諸色の売買に藩札を必ず使用すること、②他所の者が売買する場合も藩札を使用すること、③逗留の者は駄賃・旅籠銭は別として、売買には藩札を使用すること、④小判一両に銀札六四匁替えとし、銀・銭相場は時の相場による。⑤藩札を正金に替える時は一分の歩合とすること、という。このことは藩札の強制通用をめざすものであったといえる。

その後幕府の札遣い禁止や許可にあわせて、大垣藩札の発行・停止をくりかえしたが、享保一五年（一七三〇）六月、幕府が札の使用を許したので、同年一二月藩は再び五種類の銀札を発行した。^{註3}そこで発行された札は、五匁（図版1）、一匁、五分、三分、二分である。翌一六年には銀一〇匁札も発行された。札の表面には九曜の紋・額面それに「大垣銀札所」と藩札発行所を明示してある。裏面は「享保十五年庚戌十二月日」とあり、「鶴亀松萬歳楽福徳満」などの言葉がみられる。これらの札の通用相場は小判金一両に銀札六四匁とし、強制通用の区域は町方のみに限られ、在方は除外されていた。翌一六年一月には銀二分以上の銭遣いは厳禁となつて、銀札使用の額が二分未満にまで引き下げられ強化されたのである。

ついで元文二年（一七三七）一二月、最高額面が銭一〇匁から最少額面銀五厘まで、新たに九種類の藩札が発行され、旧札は全部この新札と引替えることになった。銀一〇匁札（図版2）は、享保の時と同じく表面に九曜紋・額面・発行所を明示し、裏面に「元文二年」^{註4}「十二月日」としている。注目しておきたいのは、享保に比べて銀一分とか五厘の少額銀札までも発行し、強制使用させたことである。

その後、藩は部分的に銀札改めをくりかえしたが、安永八年（一七七九）九月大垣藩にとって最初の藩札引替中止令^{註4}を出した。藩札の引替中止の措置を取らざるを得なかった理由は、「御勝手向御差支」というように、藩財政の逼迫であり、それは兌換準備金を使いこんだか、あるいは十分な準備金をもたずに多額の藩札を発行してしまつたかによる。この引替中止はまもなく解除されたが、その後も売買に銀札を使用しなかつたならば、「過料銭壹貫文差し出させ申すべく候」と罰則規定をも設けている。このことは、別の面からいうと、藩札を使用しなかつた者があることを意味するが、それでも、藩は繰り返し町方の商人に銀札使用を強制しつづけたのである。

天保一三年（一八四二）の調査では、藩札は銀四八七貫二九八匁三分のぼつていた。その後も藩札発行は嵩み、明治の藩札処分時の残高は、銀二七九六貫五二三匁三分（この金四万三二六三両余）にのぼり、そのうち明治新政府は金二万二四九一両余り負担した。

大垣藩札は、このように高額にのぼつたが、藩独自の藩札流通は、強力な藩権力を背景に成立していたといえよう。しかもこれ

は美濃国内最大の大垣藩だからこそ貰ぎえたのである。

三、領国の産物を名目にしたもの

〔高富藩札〕 高富藩は、宝永二年（一七〇五）山県・方県兩郡のうち高富村附近を領有して一万石の大名となった。以来明治まで高富に陣屋を設けていた。

高富藩は天保一五年（一八四四）六月の触書^{註6}で、藩が近江屋を御勝手（藩の財政）に関与させ、御蔵米や村方作徳米の売買を円滑にするため、払米代銀切手（藩札）を発行させるとして、次のように命じた。①藩札が滞りなく通用するため、すべての品の売買の時に札を使用すること。②他国他領へ金銀を送る時は、引替所で正金に引替えること。③金一両は錢六〇匁替えとし、それぞれ引替料を出すこと。

この藩札発行の規定の中で、②の藩札の強制通用がどれだけ強力であったか問題である。この時発行された藩札は、銀一匁（図版3）・三分・二分で、銀一匁の表面には「銀老匁、天保十五年甲辰三月、高富領内米代用、京都近江屋」とあり、裏面に「覚、一銀老匁也、此手形を以可相渡候以上、高富引替所」とある。実際に藩札が通用したのは翌弘化二年七月八日以降で、この時の触書にも諸品の売買に必ず札を使用するよう強く命ずる規定がみあたらない。大垣藩のように罰則規定もなく、あるいは正金使用の最大限度額を設けるのでもなく、高富藩の藩札通用に強い姿勢が認められないのである。かといって、払米代銀を藩札の兌換準備金にしているといっても、領民にとって藩札は通用に足る札であったといえるかどうか疑問である。

藩財政の悪化は度々の藩政改革にかかわらず好転せず、ついに文久二年（一八六二）一〇月藩は次のように命じた。

御勝手方は殿様の手許や御役所向の入用を厳しく省略し、しかも家中には宛行を残らず借り上げ、人数扶持を支給することに、公務一筋の入用に取り縮めても、追々借財が嵩んでしまっている。後楯になるべき銀主を依頼しようとしても、容易に引請けて世話する者もなく、今後の家中の扶持や公務に差し支えてしまった。そこで藩は翌三年から収納米や藩の借財を残らず村方に任せる。

このことは、かつて嘉永五年（一八五二）藩役人の追放運動^{註8}に屈した藩権力の弱体化を考え合わせると、藩財政の窮乏ぶりを意味するばかりでなく、藩権力の弱体化を如実に物語るものである。しかもこのことは、高富藩が京都の掛屋近江屋から離れて、領内村方に依存する姿勢に転換したことを意味する。

慶応二年（一八六六）藩は再び銀二匁（図版4）、一匁・三分・二分の四種類の藩札を発行した。この藩札の表面は額面の外に「慶応二寅歲領内□融通、萬代不易」とあり、裏面には「濃州高富、此羽書以六十四匁金老兩相渡可申候、引替会所、小引替石谷村野々村又左衛門、小引替芥見村篠田精兵衛」とある。この新札は、同年一〇月領分各村に強制的に貸し付けられ、六か月後の翌慶応三年四月晦日までに、金一両に付二分五厘の利息を付け、元利共に正金で返済することになった。この強制貸付の金として新札は、この後も再び使用されたのである。

一方高富藩札が額面通りで岐阜や黒野で通用するよう、高富藩庁でなく大庄屋や割本庄屋が働きかけをした。しかし他領ではそ

の藩札を受けとらず、たとえ受け取ったとしても額面を割る下値で通用するというありさまであった。

明治になって藩札がどれだけ残ったか明らかではないが、高富藩の借財は明治四年の段階で元金二〇万七〇〇〇両余りに嵩んでいた^{註9}のである。

〈苗木藩札〉 東濃に勢力を持っていた遠山氏は、慶長五年（一六〇〇）旧領を安堵（高一万五〇〇石）されて以来明治まで、苗木城を本拠にしていた。この苗木藩発行の藩札は、図版5の表面に「金一朱、苗木藩会計局」としたものである。この札は明治の藩制になってからのものであるが、他に安保謙治、安保弘太郎・亀山橋太郎・山下曾七郎・山下宮之丞・山下彦太郎の名前のある金札や銭札がある。また福岡村栄蔵の金一両札がある。特に安保・亀山・山下らは苗木藩の御用達商人で、藩財政に深く関与していた者達であって、この札は全く私人札というより、藩札の性格をもっていたといえる。

苗木藩は、元治元年（一八六四）と三年後の慶応二年の兩年、合わせて金五八〇両にのぼる藩札を発行した^{註10}。発行の仕方は、御用達に札を発行させ、それを貸し付けて正金を返済させる。また兌換の準備金は上納金でまかない、上納金を出した者には出人奉公人を免除する特典を与えていた。しかしそれでも藩財政の窮乏はひどく、慶応四年（一八六八）二月安保は、「御勝手向の儀、万端御領分^え御任せ遊ばれ候は、御仕法も相立つ^{註11}」として、藩財政を村方へ一任するよう建築している。この建築を取り入れた藩は村方役人層から「勝手方」に登用するなど異例の政策をとった。明治元年までの苗木藩の借財は金一四万五〇〇両余りにのぼった。

ていた。しかし藩札発行の手法といい、藩財政の窮乏に対する有力農民の進言といい、苗木藩は高富藩と似た方策をとっていたといえる。

四、領国の産物の専売によるもの

〈加納藩札〉 加納藩は江戸初期に奥平氏一〇石であったが、大久保氏・戸田氏・安藤氏と引き継がれ、宝暦六年から明治まで藩主となった永井氏の時には、三万二〇〇〇石の小藩になっていた。

加納藩では文政八年（一八二五）一二月銀一匁札（図版6）を発行した。この札は表面に「銀壹匁」の額面を記し、のし形を付けて「音信贈答之札、濃州加納産物所、加納蔵米方、永井」などの印を押している。この藩札の発行規定ははっきりしないが、印文から音信贈答の札であること、藩札の兌換保証は米によっていたといえる。

加納藩領は従来より傘生産が盛んであったが、安政六年（一八五九）の調査によると、和傘の生産は傘屋三七名によって年間五〇万八二八〇本、代金一万二七〇七両にのぼった。しかしその傘は六〇%が岐阜町（尾張領）の商人によって江戸へ積み出されており、加納の商人にとって、「相成べき当方へ引請、残らず江戸積に仕り度」との願いを持っていた。

そこで藩と加納の傘問屋との間で、藩札を発行し、仲買いに仕入金として貸し付けることが計画された。安政六年四月傘問屋が提出した新しい専売仕法の原案は次のようであった。^{註13}①傘札は金一両に銀六四匁替えとし、札は銀一匁と銀五分の二種類を発行す

る。②傘荷物取り引きは従来通り仲買に任せ、傘札に正金を交えて問屋から前金に貸し渡す。③傘屋冥加は傘一〇本につき銀三分、問屋冥加は江戸積みの利益の半分とする。④仲買中で年行事を立て、出荷の報告、冥加金の徴取などを行う。

ここで注目しておきたいのは、この専売仕法の原案に、(ア)傘札引替金を集めるために講を取り結び、その寄せ金分だけの札を発行するだけに止めて、札の「評判宜敷」ようにすること。さらに藩の役割として、(イ)江戸積の傘代を藩庁の為替にすること、家中内職者、町方職人の不実を厳しく取り締ってほしいこと。この二点を盛り込んでいる。このことは藩札発行の領民に対する保証と藩の姿勢にかかわることであるだけに注目しておきたい。

かくして翌安政七年三月宮田五左衛門を「傘・棧留御切手引換所」、松波菊太郎・森孫作・三宅甫三郎を「引換方取締役」として、傘・棧留切手の発行が開始された。藩札は傘一本札（図版7）銀二匁通用と総糸一五匁札銀一匁通用の二種類であった。傘一本札は、表面に「安政己未、御領分之外取遣り堅御停止、傘壹本、濃州加納傘問屋」、裏面に「銀子入用之節は此切手持参之もの^エ引換相渡可申候事」とある。切手には銀何匁通用と記していないことから、当初の目論見では銀一匁通用、銀五分通用であったものが、安政七年閏三月切手発行の時に^{註14}傘一本札は銀二匁、総糸札は銀一匁と決定されたのである。ちなみにこの時常誓講に金二九兩二分（傘札四七二枚、総糸札九四四枚）、末広講に金七〇兩二分（傘札一一二八匁、総糸札二二五六枚）が、六〇日限り正金上納の条件で貸し出された。

ところが万延元年（一八六〇）七月、すなわち藩札発行の五か

月目から、傘問屋と藩との接渉が加えられ、翌五月次のような傘専売制の強化策が打ち出された。^{註15}①傘を製造したものは多少によらず産物会所へ届出、送り状に改印を受けて、自分で売り捌くか会所への買い上げを申し出るかすること。②傘屋より下職へ鑑札を渡し取り締まること。③新しく日之出講として独立する下職でも、下職の鑑札を受けられること。

さらに同年六月それまで末広講・常誓講・日之出講に分かれていた傘屋仲間を、親株二、本株三四、請株八の合計四四人からなる「傘屋仲買株」を結成させた。^{註16}その株規定は、①株金は一口五兩とし、この株屋は藩に預けて年一割の利子を受け取ること、②冥加金として年一〇〇兩宛上納するかわり、臨時御用金は免除されること、③株所持者は諸国売買勝手次第とする反面、無株の者は、油引・漆引など傘の仕立、売買さらに下職人抱取りを禁止されること、④岐阜下職人からも運上を徴取すること、⑤不実のことがあると株持ちの者が訴えれば、藩はその取り締りをする事、以上の通りであった。このことは傘屋仲間を再編成することであったといえる。

つまりこれまでの専売制は、特定の御用商人に傘問屋を引き受けさせ、藩札の発行権を与え、その資本をもとに、傘や総糸の買い上げを容易にし、傘・総糸の一手販売を企てたものであった。ところが万延元年からは、問屋制生産の経営者として成長してきた有力傘屋を再編成し、仲買株をもつ専売制の担い手として、これまでの傘問屋とともに産物会所を取り立てさせたのである。しかも株をもつ仲買人は講を結成し、その資金を兌換準備金として藩札発行権を与えられ、下職生産者に対して前貸の資本を得たの

である。

藩札発行を中核とする傘・総糸の専売制は、単に藩財政の補填にとどまらず、領内産物の振興をうながしたことに大きな意味があるといえる。なお藩札の発行高は二万三千三十一枚、銀三九六貫二〇〇匁一分に達していた。

〔磐城平藩札〕 磐藩平藩の美濃の飛地一万八〇〇石は、厚見郡切通に陣屋を設け、厚見・羽栗・方泉・本巢の四郡に分布していた。領下村遠藤重平・遠藤(吉屋)平左衛門は、加納藩札と似た傘札や総糸札を発行した。傘札(図版9)の表面は「慶応丁卯、当職分之外堅御停止、銀四匁分、傘老本、濃州領下産物方」とあり、裏面に「表書之銀子入用之節へ、此切手持参之もの^え定之通引換相渡可申事、引換人遠藤重平」とある。なお遠藤重平と平左衛門は本家と分家の関係にあり、両者とも有力農民であった。さらに遠藤平左衛門はおそくとも天保初年頃から総糸の売買にたずさわり、嘉永五年(一八五二)には美濃領内産物の棧留縞を磐城平を経由しないで直接江戸へ出荷させてほしいと願^{註17}ったり、あるいは安政四年(一八五七)には棧留縞の年間生産量一万反の江戸出荷に要する経費を試算する^{註18}など、有力商人としても成長していた。

札の記載事項からみると、この札の通用が傘職限りであること、発行が産物方となっていることを考え合わせて、私札というべきか藩札というべきか速断できない。なお傘一本札が加納藩と比べて高額の銀四匁になっていることは、加納と領下が隣接しているだけに注目しておきたい。

〔郡上藩〕 郡上の宝曆騒動により改易を受けた金森氏にかわっ

て、八幡城主となった青山氏(四万八千石)は、宝曆八年(一七五八)に入部して以来明治まで、たびたび若年寄や寺社奉行を勤めていた。

その郡上藩は商取引の不便を打解することを目的に、文化年間に幕府から許可を得て藩札を発行した。その一枚が図版10である。表面は「覚、一米式斗也、右之米預り申上候、仍如件、丑十月本途方、美濃郡上御金掛屋」とあり、裏面は「表書之米代金老分引替可申者也、丑十月、裏判所」と、それぞれ墨書してある。この記載から金一分の保証は年貢米二斗であるといえる。

万延年間(一八六〇・六一)に発行した藩札は、金札三種類、銀札七種類である。銀一〇匁札(図版11)の表面には、「米代拾匁」と額面を墨書し、「以券結信何以銖櫛益之謂哉、郡上、手形引替所」とあり、裏面には「万延、以此手形銀引替可相渡者也」と、いずれも銅版を使った精巧な図柄が印刷されている。文久年間には、金札一兩(図版12)や最大額面七匁五分から最少額面五厘まで、九種類の銀札をそれぞれ発行している。金札も銀札も万延の藩札と記載事項にあまり変化がなく、ただ額面の書き方が、万延が墨書されていることにたいし、文久は銅版印刷になっていることである。

これらの藩札が発行された万延・文久年間、郡上藩札が本格的に発行された時で、注目すべきことである。安政三年(一八五六)藩主自らが辞を低くして説諭した、領主側の経費節減と、領民の多額の調達金に依存する藩財政改革は、その成果を得ることなく終ってしまった。そこで万延元年六月にうちだした藩財政の再建策^{註20}は、藩札の発行と郡上特産の良質な生糸の専売を車の両輪

とするものであった。

その主な内容は次のようである。①藩札は正金同様の価値で通用させること。②銀五分以下は錢通用のこと。③生産された生糸の箇數・端數を手形会所へ届け、藩はこれを米札手形（藩札）で買ひ上げること。④生糸を手形会所へ差し出さなかつたり、密売したり、隠し置いたりした場合は、敵罰にすること。⑤生糸は手形会所が藩札で買ひ上げ、江戸・横浜へ売り捌く。その代金は江戸・横浜の平均相場で、各々の輸送費と雜費を差し引いた額より若干安い相場勘定であること。

このようにして藩札をもって領内の生糸を藩が買ひ占め、江戸横浜へ売り出せば、「中買の商人共に利潤を得られ、後悔いたし候様の義これ有まじく候、往々下々安心、上にも御都合宜しきこと」としている。心配される藩札の価値下落には、藩札を正金同様に取り引きすることを敵命し、諸上納物をはじめ御用達金や貸借すべてを藩札で行うように命じた。当然予想される物価騰貴には、藩中の緊縮生活、領民の国産品使用を詳細に規定し、それに備えていた。このことは生糸が海外輸出によって利益を上げうることに目をつけた藩が藩札により領内の生糸を一手に買ひ上げ市場に販売する、独占販売政策をとったのである。そしてその代金をもって藩札の兌換準備金と藩債の返還に振り当てることを目論んだのである。

しかしこの政策は領内の生糸仲買人と利害をきわだてることで、しかも加納藩札が領内有力商人や新興の商人にまとまった資本を貸し与えることになったことと、大きく違っていた。また領内の正金と藩札との均衡がとれず、物価が上昇し、藩札が他領に

通用しないので養蚕の種や米・塩など他領からの買ひ入れが困難になるなど、この政策によって領内の経済は混乱してしまつた。

藩財政再建策をうち出して二か月後、生糸専売政策に反対する農民一揆がおき、ついに文久二年生糸専売利は廃止せざるを得なくなつたのである。とはいえ郡上藩札はその後も通用したらしく、明治四年の調べでは、藩札発行高が金八万兩余りにのぼつたといふ。

五、まとめにかえて

藩札が発行された形態を正面にすえて、各々の札に藩がどのような保証を裏打ちしていたかを検討した。その類型として、①藩の政治性によるもの、②領国の産物を名目にした強制貸し付けによるもの、③領国の産物の専売によるもの、三類型を挙げた。しかしこれは幕末の美濃の諸藩が、藩財政の窮乏に直面してどう対処したかの違いであり、ひいてはそれは、藩が領内の商工業をどう掌握し、再編成しようとしていたかの違いであると指摘しておく。

まとめにかえて、以上に述べた藩札以外の札について若干触れよう。

〈高須藩札〉 尾張藩の支藩としての性格をもつていた高須藩は、美濃国内の外に信濃国内にも領地をもつていた。信濃全国通用（図版13）は表面に「百文、信濃全国通用」とあり、裏面に「高須藩会計方之証印、藩引換所印」とあつて、この札は明治になつてからのものである。

〈今尾藩札〉 今尾の竹腰氏は江戸時代尾張藩の附家老であつた

ので、大名というわけではないが、明治元年藩制をとったので、ここでは今尾藩としておく。今尾藩は明治三年四月大蔵省に対し、旧幕府の許可を得て慶応二年（一八六六）三月、錢五〇〇文・三〇〇文・一〇〇文・五〇文・二四文・一六文、都合錢三万貫文（此金は三〇〇〇兩）「釣銭預券」を発行したと、届けている。その理由は、僻邑の支配地であるから小錢が最も不融通であるからという。また明治になってからは、「生産取立」のため、「引替の貨幣」（換金準備金）を備え置いて預り手形（図版14・15）を発行したと述べている。²²

〈岩村藩札〉 元禄一五年（二七〇二）岩村城主となった松平氏は、老中・若年寄などを勤めて幕府に重きをなしていた。この岩村藩は、岩邑藩會計局・岩村藩會計部発行の藩札がそれぞれある。いずれも明治になってからのものである。なお天保元年（一八三〇）六月、国益思想にもとづく国産物生産の自給自足をめざす藩政改革を行った。藩札発行がこの改革と何らかのかかわりがあったのかどうか明らかでない。

〈旗本高木の札〉 旗本高木は石津郡多良に本拠をもち、幕府の中では交代寄合美濃衆として大名並みの待遇を受けていた。この高木は炭代札を発行した。その一枚は表面に銀一匁・三分・二分などの額面を記し、「天保十四年癸卯十一月、多良領分炭代用、京都近江屋」とあり、裏面に「覚、一銀匁也、此手形を以可相渡候以上、多良引替所」と記載している。さらに図版16は、表面に「代銀匁・多良西炭会所」とし、裏面に「堅炭貫目以時之相場引替相渡、以六拾四枚換金匁兩」とある。

これらの札の記載事項から、第一に前の札が京都近江屋の発行

になっていること、しかもこの藩札の図版が前述した天保一五年発行高富藩札と同じであることに注目したい。このことから高富藩が払米をその価値保証にしていることにたいして、高木は炭をその引きあてにしたと考えられる。第二は両方の札ともに炭代銀切手になっていることである。特に前の札には「多良西炭会所」とあることから、何らかの形で国産奨励を行ない、専売制をとったのかもしれない。

〈旗本竹中の札〉 旗本竹中も高木と同じく交代寄合で、不破郡岩手に本拠をもっていた。この竹中は岩手炭会所より炭代札（図版17）を発行した。表面に「代銀一匁、岩手炭会所」とあり、裏面に「従天保四年癸巳十一月、以六十四枚換小判一兩、堅炭貫日以時之相場引替相渡」とある。

〈旗本岡田の札〉 図版18の札は、表面に「銀百文、慶応丙寅季九月日、揖斐御普請方」とあり、裏面に「百」の印を押している。この他に揖斐出張所発行の銀札などがある。このいずれをも一般に野村藩（大垣新田）の藩札と言われている。しかし大垣藩の支藩としての性格をもつ野村藩（一万三〇〇〇石）の支配地は大野郡内にあり、「揖斐」という文字は入りにくい。反対に旗本岡田は、初代・二代の善同・善政の時に美濃国奉行・美濃郡代などをつとめ、とりわけ治水に力を注ぎ川普請には格別の功績が認められ、さらに揖斐に本拠をもっていた。この札が発行された経緯がはっきりしていないことから断定できないが、揖斐に本拠をもつ旗本岡田の発行した札とする方が、より妥当ではないかとのみ指摘しておく。

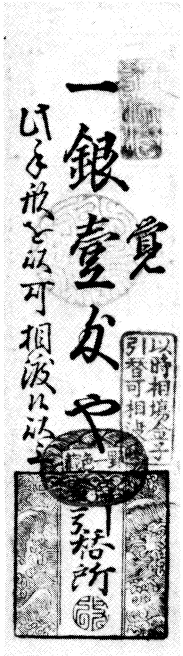
- 註1 『図録日本の貨幣巻五』 日本銀行調査局編 二二二頁
- 註2 『大垣市史上』 三四四頁
- 註3 『大垣市史上』 三四五頁
- 註4 『大垣市史上』 三四七頁
- 註5 『大垣市史上』 三四八頁
- 註6 『岐阜市史史料編近世二』 二一〇頁
- 註7 『岐阜市史史料編近世二』 二二四頁
- 註8 西村覚良「嘉永期の高富藩」『信濃』第三〇巻五号
- 註9 『高富町史史料編』 二七二頁
- 註10 『福岡町史史料編』 二六五頁
- 註11 後藤時男著『苗木藩政史研究』 二二〇頁
- 註12 『岐阜市史史料編近世一』 六九四頁
- 註13 『岐阜市史史料編近世一』 七〇一頁
- 註14 『岐阜市史史料編近世一』 七二四頁
- 註15 『岐阜市史史料編近世一』 七二四頁
- 註16 『岐阜市史史料編近世一』 七二四頁
- 註17 『岐阜市史史料編近世三』 三三四頁
- 註18 『岐阜市史史料編近世三』 三三五頁
- 註19 『岐阜市史史料編近世三』 三九二頁
- 註20 『岐阜県史史料編近世三』 三九七頁
- 註21 『平田町史』 三九三頁
- 註22 『平田町史』 三九四頁

付表 美濃の藩札一覽

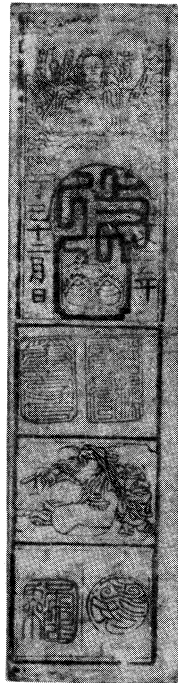
藩(旗本)名	名 称	引 替 所 名	発行年月	額 面 種 別	備 考
大垣藩 戸田氏 10万石	銀 札 同 同 同	座元 大垣銀札所 同 同	寛文3 元禄2 享保15. 12 享保16 元文2. 12	銀5匁・3匁・1匁・5分・4分・3分 銀5匁・3匁・1匁・5分・4分・3分 銀5匁・1匁・5分 銀10匁 銀10文目・5文目・3匁・1匁・5分・3分・ 2分・1分・5厘	未 見 同 札面には「享保十五年」とある
高富藩 本庄氏 1万石	払米代銀切手 引替会所札	高富引替所 京都近江屋 小引替 石谷村 野々村又左衛門 芥見村 篠田精兵衛	天保15. 3 慶応2	銀1匁・3分・2分 銀2匁・1匁・3分・2分	
苗木藩 遠山氏 1万石	会計局札 同 同 同 同 同 同	預 亀山橋太郎 預 安保 謙治 預 山下曾七郎 預 山下宮之丞 預 山下彦大夫 預 安保弘太郎 預 亀山橋太郎 苗木藩会計局		金2両・1両・2分・1分・2朱 金1分・2朱 金1分・2朱 銭12文・銭24文 金1分・2朱 銭12文・銭24文 金2朱 金2朱 銭24文 金1朱	「子三月限」とある 子巳戌の「三月限」とある 「寅三月限」とある 「巳三月限」とある 「西三月限」とある 「卯七月限」とある 「亥三月限」とある
加納藩 永井氏 3万2000 石	音信贈答札 傘 札 緹 糸 札 傘 札 轆 轆 札 傘 札 銭 札	加納産物所・加納蔵 加納傘問屋 加納棧留問屋 加納傘問屋 加納産物会所 加納傘問屋 加納棧留問屋	文政8. 12 安政6 同 文久元 同 慶応3	銀1匁 傘1本 緹糸目方15匁 傘2本 轆轆3個・2個 傘1本 銭100文	銀2匁通用 銀1匁通用, 「百文」の朱印ある 安政札に「丁卯改」の朱印ある 緹糸札に「百文」の印ある
平 藩 安藤氏 3万石	美濃飛地札 同 美濃飛地札釣銀切手	美濃領下村産物方遠藤重平 同 美濃領下村 吉屋平左衛門	慶応3 同 明治2	銀1匁(緹糸10匁) 銀4匁(傘1本) 銀3匁7分5厘	「午十二月限」とある
郡上藩 青山氏 4万8000 石	米代銀札 米代金札 米代金札 本途方米預り札 同 銭 札 越前飛地札 米代金札 越前飛地札 米代銀札	手形引替所 同 美濃郡上御金掛屋裏判所 裏判所 手形引替所 同	安政 文久 文久 丑10月 寅3月 (明治) 万延 同	銀10匁(1斗)・1匁(1升)・5分(5合) 金1両・2分・1歩 銀7匁5分・3匁・2匁・1匁・5分・3分・ 1分5厘・1分・5厘 米1俵(金2歩)・2斗(金1歩)・1斗(金 2朱) 米1升(銀1匁)・5台(5分) 銭10貫文(元1両)・5貫文(元2歩) 金1両・2分・1分 銀10匁・5匁・3匁・2匁・1匁・5分・3分	1分札・5厘札は発行年次の表示がない 墨 書 同 文久金札改造 額面墨書 同
高須藩 松平氏 3万石	釣 銭 札 金 札 信濃全国通用札	高須生産方 濃州高須 荒七 高須藩会計方		銭600文・300文・100文・48文・24文・12文 金1分 銭1貫200文・600文・100文	墨 書
今尾藩 竹腰氏 3万石 (名古屋 藩家老・ 明治元年 今尾藩と なる。)	農方会所 米麦豆類札 今尾役所領内融通手形 同 同 釣 銭 札 同 同	今尾農方森庄吉・森庄四郎 引替所 京都大坂蔵屋舖 大坂館入出張会所 同 同 今尾高持中 同 同		銀1匁5分 金1朱預 銭50文 銭24文預 銭1貫文・300文・100文・50文 銭48文・16文 銭16文 銭16文	「今」字のすかし入る 「十二年通用」とある 「寿老人」の絵がある 「寛永銭」の絵がある 「預切手種方」の朱印がある
岩村藩 松平氏 3万石	銀 札 金 札 銭 札	岩邑藩会計局 岩村藩会計部		銀15文目 金1分・2朱・1朱 銭1貫文・100文	額面墨書 未 見
旗本高木 氏 2300石	炭 代 札 同	多良引替所 京都近江屋 多良西炭会所	天保14. 11 嘉永4	銀1匁・3分・2分 銀1匁	
旗本竹中 氏 5000石	炭 代 札	岩手炭会所	天保4. 11	銀1匁・3分・2分	銀3分・2分札は発行年次の表示がない
旗本岡田 氏 5000石	銭 札 同 銀 札	堀斐御普請方 同 堀斐出張所 大坂 紀伊国屋喜兵衛	元治元. 8 慶応2. 9 明治2.	銭100文・48文・32文 銭100文・48文・32文・24文・16文 銀3匁7分5厘	

註1 便宜的に旗本が発行した旗本札も含めた。
2 この表は「図録日本の貨幣」日本銀行調査局編を主として参考にした。
3 篠田英・尾沢久志・高橋行雄氏の御教示を得た。

図版



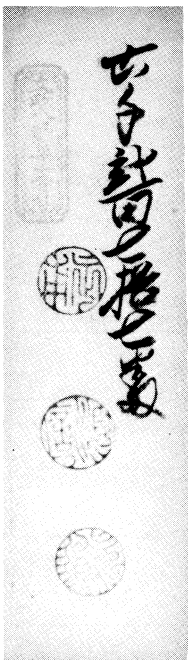
3 高富銀1匁札



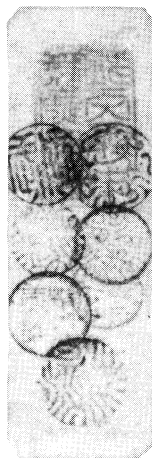
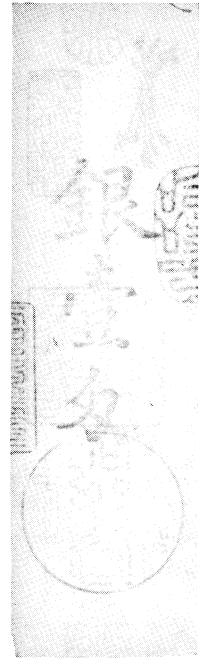
2 大垣銀10匁札



1 大垣銀5匁札



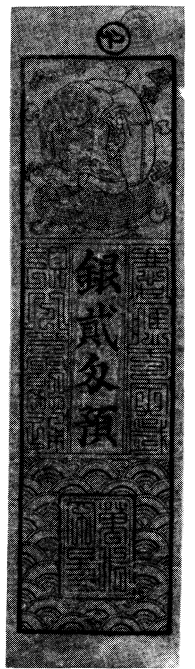
6 加納銀1匁札



5 苗木金1朱札



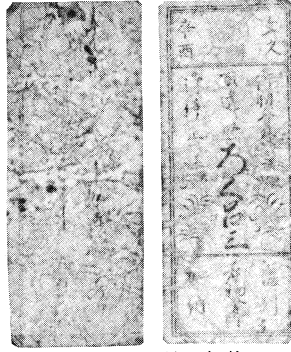
4 高富銀2匁札



図版



10 郡上米2斗預金札



8 加納轆轤3個札



7 加納傘1本札



12 郡上米代金1両札

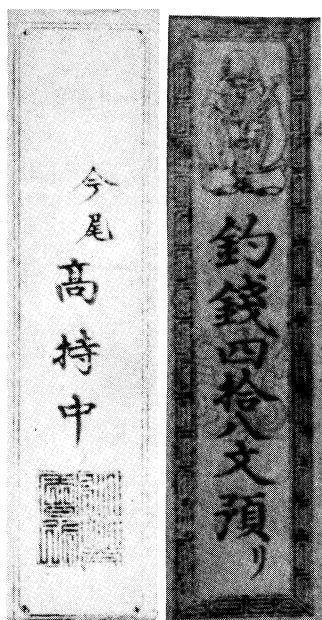


11 郡上米代銀10匁札

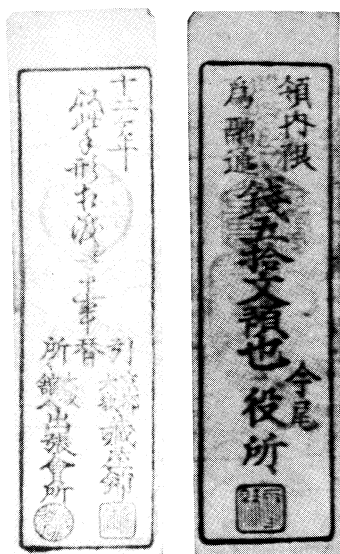


9 平飛地傘1本札

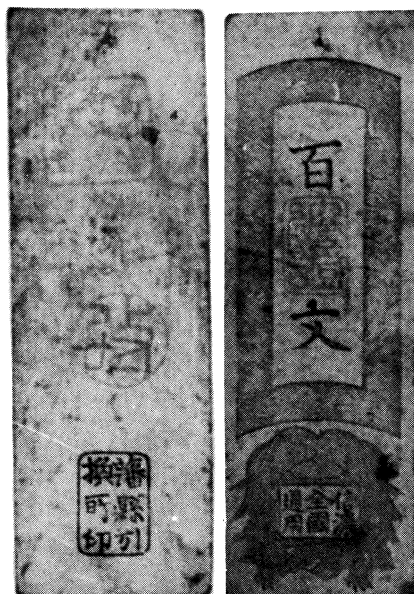
図版



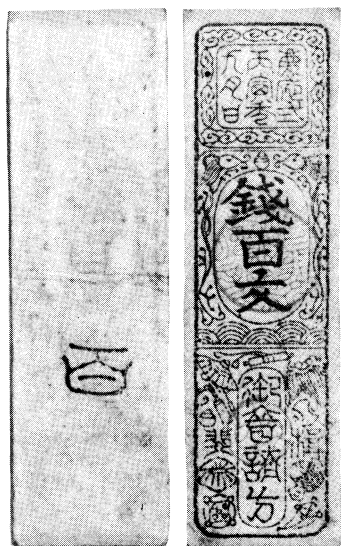
15 今尾釣銭48文札



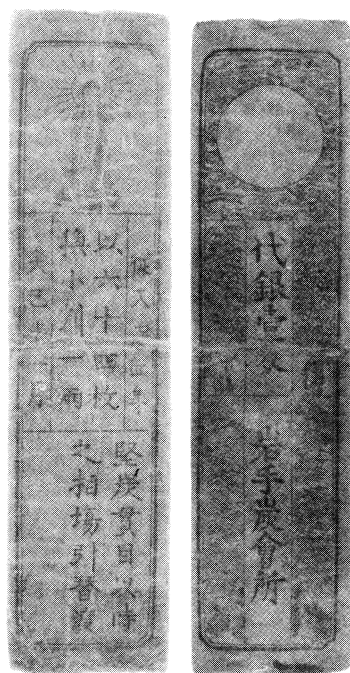
14 今尾錢50文札



13 高須錢100文札



18 旗本岡田錢100文札



17 旗本竹中炭代銀1匁札



16 旗本高木炭代銀1匁札